

伊勢茶の振興に関する条例（仮称） 逐条解説（素案）

伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会

目次

概要	1
伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会の検討経過	2
各条の解説	
1 目的	4
2 定義	5
3 基本理念	7
4 役割等	
(1) 県の責務	8
(2) 茶業者の役割	9
(3) 飲食店営業者等の役割	10
(4) 茶業者等への支援	11
(5) 県民の協力等	12
(6) 市町との協働	13
(7) 県、茶業者等との相互の連携協力体制の整備	14
5 伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する計画（仮称）	15
6 基本的施策	
(1) 伊勢茶の普及の促進	
① 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進	17
② 伊勢茶等による乾杯の取組の促進	18
③ 伊勢茶の普及宣伝等の強化	19
④ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進	20
⑤ 伊勢茶の輸出の促進	22
(2) 伊勢茶に親しむ機会の確保	
① 学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保	23
② 伊勢茶学に基づく食育の推進	24
(3) 顕彰	25
(4) 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）	26

伊勢茶の振興に関する条例（仮称）素案 概要

前文（背景）

- ・ 歴史と伝統ある伊勢茶は、現代においても三重県の主要な農産物
- ・ 国内での緑茶消費量が減少する一方、海外需要の増進等といった消費拡大の気運の高まりもみられる
- ・ このような中、伊勢茶の歴史と伝統の継承、新しい伊勢茶の親しみ方の創出等がなされるよう、伊勢茶の振興を図っていく



条例の目的

伊勢茶の普及の促進及び
伊勢茶に親しむ機会の確保
の2本柱により、伊勢茶の振興を図る

この条例における「伊勢茶」

この条例において「伊勢茶」とは、
県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう

- ※ 緑茶のみならず、ウーロン茶、紅茶等も広く対象
- ※ いかなる名称であるかを問わない



基本理念

- 伊勢茶の普及の促進
 - ・ 様々な場において伊勢茶に親しむ環境を整備
 - ・ 伊勢茶の価値向上及び消費拡大を図る
- 伊勢茶に親しむ機会の確保
 - ・ 伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せ、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつなげる

役割等

- 県の責務 ○茶業者の役割
- 飲食店営業者等の役割
- 茶業者等への支援
- 県民の協力等 ○市町との協働
- 連携協力体制の整備

計画の策定

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保
に関する施策の推進を図るための計画を策定

※ 現行の「伊勢茶振興計画」と一体に策定することを想定

基本的施策

- 伊勢茶の普及の促進
 - ・ 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進
 - ・ 伊勢茶等による乾杯の取組の促進
 - ・ 伊勢茶の普及宣伝等の強化
 - ・ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進 ・ 伊勢茶の輸出の促進
- 伊勢茶に親しむ機会の確保
 - ・ 学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保
 - ・ 伊勢茶学に基づく食育の推進
- 顕彰
- 伊勢茶の日（or伊勢茶の月（週）間）



○ 伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会の検討経過

年月日	委員会	概 要
R6. 5. 16	第 1 回	・ 正副委員長の互選
R6. 5. 29	第 2 回	・ 活動計画についての協議
R6. 6. 25	第 3 回	・ 伊勢茶の振興に関する取組等についての執行部からの説明聴取 ○ 農林水産部 ・ 招致する参考人の決定 ・ 活動計画についての協議
R6. 7. 9	第 4 回	・ 参考人からの意見聴取 ○ (公財) 四日市市文化まちづくり財団 四日市国際交流センター 所長 西浦 尚夫 氏 〔内容〕：伊勢茶の消費拡大について ・ 招致する参考人の決定
R6. 8. 22	第 5 回	・ 参考人からの意見聴取 ○ (公財) 三重県生活衛生営業指導センター 専務理事 藤川 和重 氏 〔内容〕：県内の飲食店における伊勢茶の普及について ○ (株) T-B-O-X 代表取締役 松本 壮真 氏 〔内容〕：伊勢茶 mirume での取組等について ・ 学校教育におけるお茶に関する学習等についての執行部からの説明聴取 ○ 教育委員会事務局
R6. 9. 20	第 6 回	・ お茶に関する法律及び政策条例についての調査 ・ 招致する参考人の決定
R6. 10. 28	県内調査	・ 本県の茶に関する研究、農業改良普及事業等について (農業研究所茶業・花植木研究室茶業研究課)
R6. 11. 5	第 7 回	・ 参考人からの意見聴取 ○ 全国農業協同組合連合会三重県本部 農産部茶販売課長 前田 順士 氏 〔内容〕：伊勢茶のプロモーション等について ・ 活動計画の修正についての協議
R6. 11. 13～ R6. 11. 14	県外調査	・ お茶の振興に関する条例、施策等について(ふじのくに茶の都ミュージアム、掛川市役所、東山茶業組合)
R6. 12. 16	県内調査	・ 伊勢茶の普及に関する取組等について(株式会社川原製茶、有限会社中森製茶、度会町議会)

年月日	委員会	概 要
R7. 2. 17	第 8 回	・ これまでの調査の振り返りについて ・ 今後の条例検討の方向性について
R7. 2. 26	第 9 回	・ 条例の方向性等についての各委員の意見 ・ 今後の条例検討の方向性について
R7. 3. 17	第 10 回	・ 商標としての伊勢茶の取扱いについての調査 ・ 今後の条例検討の方向性について
R7. 4. 14	第 11 回	・ 条例案の作成に向けた検討について
R7. 5. 12	第 12 回	・ 条例素案の検討について
R7. 6. 9	第 13 回	・ 条例素案の検討について
R7. 6. 26	第 14 回	・ 条例素案の検討について
R7. 7. 22	第 15 回	・ 条例素案の検討について
R7. 8. 6	第 16 回	・ 条例素案の検討について

1 目的

- ・ この条例は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、伊勢茶の振興を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を定めたものです。

この条例の規定内容（達成手段）を前半部分において簡潔に要約した上で、後半部分においてこの条例の目指すべき目的について、「伊勢茶の振興を図ること」と明記しています。

【解説】

1 「伊勢茶の普及の促進」

この条例では、「伊勢茶の普及の促進」及び「伊勢茶に親しむ機会の確保」を、伊勢茶の振興を図るための施策の2本柱としています。

「伊勢茶の普及」とは、伊勢茶を県内外に広く行き渡らせることであり、これを促進する施策を講じることがこの条例における1つ目の柱となります。具体的には、「3 基本理念」の1つ目及び2つ目の項に、伊勢茶の普及の促進の基本理念を明記し、「6 基本的施策」の「(1) 伊勢茶の普及の促進」にこれに関する基本的施策を明記しています。

2 「伊勢茶に親しむ機会の確保」

「伊勢茶に親しむ」とは、伊勢茶を飲むことだけでなく、色、香り等を含めて楽しむことであり、このような機会を確保する施策を講じることがこの条例の2つ目の柱となります。具体的には、「3 基本理念」の3つ目の項に、伊勢茶に親しむ機会の確保の基本理念を明記し、「6 基本的施策」の「(2) 伊勢茶に親しむ機会の確保」にこれに関する基本的施策を明記しています。

2 定義

- ・ この条例において「伊勢茶」とは、伊勢茶その他いかなる名称であるかを問わず、県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における振興の対象である伊勢茶の定義を定めています。この条例における「伊勢茶」については、どのような商品名を用いるかを問わない、県内で生産された茶葉を用いたお茶の「総称」としての位置付けとした上で、三重県産のお茶全般を広く対象としています。

【解説】

1 「伊勢茶その他いかなる名称であるかを問わず、」

三重県産のお茶が伊勢茶という商品名以外にも、県内各地の産地の名称を冠するもの、茶業者独自のブランドを用いるもの等、様々な商品名で販売・提供されていることを踏まえ、どのような商品名を用いるかを問わない、県内で生産された茶葉を用いたお茶の「総称」としての位置付けであることを明らかにしています。なお、この部分における伊勢茶の表記については、商品名の例示です。

2 「県内で生産された茶葉を用いた」

お茶の中でも三重県産の茶葉を用いるものに限定しています。県内で生産された荒茶が県外の事業者により仕上げられ、販売される事例もあることを踏まえ、加工、販売等について県内に限定していません。

なお、三重県産の茶葉以外の原材料使用について限定をしていないため、例えば玄米茶、フレーバーティー等の三重県産の茶葉以外の物を添加したお茶も含まれます。

また、県外産地の茶葉とブレンドしたお茶についても、基本的には含まれると解されます。ただし、商品名に県外産地の名称を冠するお茶などについては、基本理念の実現に資するとはいえないため、含まれないと考えられます。

3 「お茶」

茶葉から抽出されるものが対象であり、緑茶のみならず、ウーロン茶、紅茶等も広く対象としています。一方で、麦茶、柿の葉茶等といった茶葉を用いないものは対象となりません。

4 本条例における伊勢茶と登録商標との関係

伊勢茶の名称は、平成 19 年に茶業団体¹が商標権者となり、商標法の規定に基づき、指定商品を「三重県産の緑茶」とし、地域団体商標の商標登録をしています。

前記のとおり、この条例における伊勢茶はこの条例に基づく施策の推進の対象を定めるものであることから、緑茶に限定していないなど、商標登録されている伊勢茶とはその定義が異なっています。

¹ 全国農業協同組合連合会、三重茶農業協同組合及び三重県茶商工業協同組合

仮に、この条例における伊勢茶の定義に合致していたとしても、「伊勢茶」の名称を、茶業者等が商品やその包装に付するなどして使用する場合には、商標法の規定に基づき、三重県茶業会議所が定める「伊勢茶ガイドライン」に適合することを要し、商標権者から許諾を得る必要があります。

（参考）特許庁の地域団体商標（地域ブランド）認定登録に伴う「伊勢茶商標」の取り扱いについて（平成 19 年 3 月 26 日 三重県茶業会議所役員会決定）（平成 28 年 3 月 18 日 三重県茶業会議所役員会修正）〔抄〕

2. 伊勢茶商標を使用できる茶商品の原材料

伊勢茶商標を使用できる茶商品の原材料は、次の「伊勢茶ガイドライン」に適合するものでなければならない。

伊勢茶ガイドライン（三重県茶業会議所自主規定）	
「生産条件」 ＊各号の全てに該当すること。 ①三重県内で生産された緑茶であること。 ②天然自然の茶であること。 ③農薬使用基準、施肥基準に準拠して栽培生産された茶で、生産履歴が明らかな茶であること。	「流通条件」 ＊各号の全てに該当すること。 ①三重県内で生産された茶以外の茶がブレンドされていない緑茶であること。 ②天然自然の茶であること。 ③JAS 法、食品衛生法等を遵守した表示が行なわれ、生産加工の履歴が明らかな茶であること。

3 基本理念

- ・ 伊勢茶の普及の促進は、伊勢茶が県内の主要な農産物であることに鑑み、県内の飲食店、旅館、学校、家庭、地域その他の様々な場において、伊勢茶に親しむ環境を整備することを旨として行われなければならない。
- ・ 伊勢茶の普及の促進は、県内外において、伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大が図られることを旨として行われなければならない。
- ・ 伊勢茶に親しむ機会の確保は、伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せて、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつながることを旨として行われなければならない。

【趣旨】

本条は、「前文」及び「1 目的」の規定内容も踏まえて、伊勢茶の振興に向けて、施策の方向性についての基本的な考え方を定めたものです。そのうち、1つ目と2つ目は「伊勢茶の普及の促進」に関する施策について、3つ目は「伊勢茶に親しむ機会の確保」に関する施策についての基本理念を定めています。

「4 役割等」の「(1) 県の責務」に規定しているとおり、県がこの条例に基づく計画を策定し、及び施策を実施するに当たっては、この基本理念の趣旨に従って行う必要があります。また、茶業者等の関係者はこの基本理念の実現に向けて努力することが期待されます。

(参照)

「伊勢茶の普及の促進」、「伊勢茶に親しむ機会の確保」

「伊勢茶の普及の促進」及び「伊勢茶に親しむ機会の確保」については、「1 目的」の【解説】1及び2を参照のこと。

4 役割等

(1) 県の責務

- ・ 県は、基本理念にのっとり、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

【趣旨】

本条は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策に当たっての県の責務として、「3 基本理念」にのっとり、施策の総合的かつ計画的な策定・実施を定めたものです。

【解説】

1 「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」

具体的には、「6 基本的施策」に規定されている諸施策を指します。

2 「総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」

具体的には、「5 伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する計画」に基づく計画を策定し、及び「6 基本的施策」に規定されている諸施策を実施することが求められます。

(参照)

「伊勢茶の普及の促進」、「伊勢茶に親しむ機会の確保」

「伊勢茶の普及の促進」及び「伊勢茶に親しむ機会の確保」については、「1 目的」の【解説】1及び2を参照のこと。

(2) 茶業者の役割

- ・ 伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）を営む者（以下「茶業者」という。）は、茶業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、伊勢茶の振興を図る上で茶業者の果たすべき役割は重要であることから、県の施策を受けるだけでなく、基本理念の実現に向けて、主体的に取り組むよう努めることが求められるという茶業者の役割を明らかにしたものです。

【解説】

1 「茶業」、「茶業者」

伊勢茶の振興を目的としているため、以下の規定において、伊勢茶の生産から販売までの工程に関わる事業を「茶業」とし、これらの事業を営む者を「茶業者」としています。

なお、お茶の生産から販売までの過程には様々な工程がありますが、お茶の振興に関する法律に倣い、これらの工程をまとめて「生産、加工又は販売」としています。

2 「主体的に」

茶業者が「主体的に」取り組むよう努めるとは、本条例の基本理念の実現のためには、県・市町の努力に加え、茶業者が伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保について、自らの営む事業やこれに関連する活動において取り組むよう努力していくことが必要であることを示しています。

(3) 飲食店営業者等の役割

- ・ 飲食店営業、旅館業等を営む者（以下「飲食店営業者等」という。）は、その事業において伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物を販売し、又は提供することが、伊勢茶の普及に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、飲食店営業、旅館業等といった飲食を提供する事業において、伊勢茶等の販売又は提供することが、伊勢茶の普及に重要な役割を果たすことに鑑み、伊勢茶等の販売等の活動に積極的に取り組むよう努力することが求められるという飲食店営業者等の役割を明らかにしたものです。

【解説】

1 「飲食店営業者等」

具体的には、レストラン、カフェ等のほか、宴会場等を有するホテルといった飲食を提供する事業を営む者全般が含まれます。

2 「伊勢茶を活用した飲食物」

「伊勢茶を活用した飲食物」とは、伊勢茶と酒類、牛乳、炭酸水その他のお茶以外の飲料とを混合した飲料、粉末状の伊勢茶を添加した食品等といったもの全般が対象となります。

3 「販売し、又は提供する」

「販売」とは伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物を、テイクアウト、物販等といった商品として販売することを指し、「提供」とは伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物を料理として提供するなど、役務（サービス）として提供することを指します。また、「販売し、又は提供する」とは、そのいずれも含むものです。

(4) 茶業者等への支援

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を講ずるに当たっては、茶業者及び飲食店営業者等がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

【趣旨】

本条は、「(2) 茶業者の役割」及び「(3) 飲食店営業者等の役割」の規定を受けて、県が施策を講じる上での基本的な考え方として、茶業者及び飲食店等営業者等が本条例の基本理念等の実現に向けた自主的・積極的な取組を行うことに対し、県として支援する旨を明らかにしたものです。具体的には、「6 基本的施策」に定める施策等を講じるに当たって、この考え方に留意することが求められます。

【解説】

1 「自主的な努力」

「自主的な努力」とは、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に向けて、自らの意志で自発的に取り組むことを指します。

(参照)

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」については、「(1) 県の責務」の【解説】1を参照のこと。

「茶業者」

「茶業者」については、「(2) 茶業者の役割」の【解説】1を参照のこと。

「飲食店営業者等」

「飲食店営業者等」については、「(3) 飲食店営業者等の役割」の【解説】1を参照のこと。

(5) 県民の協力等

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策に協力するとともに、伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動に参加するよう努めるものとする。

【趣旨】

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を推進するとともに、伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動を実施していくに当たっては、伊勢茶の消費者となる県民の協力が重要です。

こうしたことから、本条は、①県が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策への協力、②伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動への参加の２点について努力することが求められるという県民の役割を明らかにしたものです。

【解説】

1 「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」

「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」とは、この条例の柱である伊勢茶に親しむ機会の確保の実現に向けた活動全般を指します。

そのため、県民に期待される役割としては、伊勢茶に親しむ機会に参加することのみならず、伊勢茶に親しむ機会を提供する活動に参加すること等も含まれます。

(参照)

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」については、「(1) 県の責務」の【解説】1を参照のこと。

(6) 市町との協働

- ・ 県は、市町が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

【趣旨】

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を推進するに当たっては、同種の施策又は事業を実施している市町との協働が重要です。

こうしたことから、本条は、県と市町との協働として、県が市町が実施する施策又は事業について必要な協力を行うことを明らかにしたものです。

【解説】

1 「市町が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策又は事業」

市町が講じる伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策とともに、市町自らが実施するこれらの事業についても協力の対象としています。

(参照)

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」については、「(1) 県の責務」の【解説】1を参照のこと。

(7) 県、茶業者等との相互の連携協力体制の整備

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、県、市町、茶業者、飲食店営業者等その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を実施するに当たっては、県、市町、茶業者、飲食店営業者等を含めた幅広い関係者間での連携や協力が重要です。

こうしたことから、本条は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を効果的に実施するための関係者相互間の連携協力体制の整備を図ることを県の責務として定めたものです。具体的には、関係者相互間での取組に関する意見交換会の実施、この条例の規定に基づく施策の推進、進捗管理等について関係者間で協議する場の設定等が想定されます。

【解説】

1 「県、市町、茶業者、飲食店営業者等その他の関係者」

県、市町、茶業者、飲食店営業者等のほか、施策の推進に当たって関係する者であれば、広く対象となります。

(参照)

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」

「飲食店営業者等」については、「(3) 飲食店営業者等の役割」の【解説】1を参照のこと。

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」

「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策」については、「(1) 県の責務」の【解説】1を参照のこと。

「茶業者」

「茶業者」については、「(2) 茶業者の役割」の【解説】1を参照のこと。

5 伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する計画（仮称）

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する計画を定めるものとする。
- ・ 上記の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （i） 伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保の基本的な方向に関する事項
 - （ii） 伊勢茶の普及の促進のための施策に関する事項
 - （iii） 伊勢茶に親しむ機会の確保のための施策に関する事項
 - （iv） その他伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し必要な事項
- ・ 上記の計画は、お茶の振興に関する法律第3条第1項に規定する振興計画と一体のものとして作成することができる。
- ・ 県は、上記の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【趣旨】

県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、計画的な推進を図るため、当該内容に関する計画を定めるものとするものとします。

具体的に定めるべき内容については、この条例に基づく施策の基本的な方向に関すること、具体的な施策に関すること等としていますが、これらの内容はお茶の振興に関する法律第3条第1項の規定により、都道府県が策定するよう努めることとされている振興計画の内容に関連する部分もあると考えられることから、この条例に基づく計画とお茶の振興に関する法律に基づく振興計画を一体のものとして作成できるものとしています。

そのほか、その策定・変更に当たっての公表について規定しています。

【解説】

1 「お茶の振興に関する法律第3条第1項に規定する振興計画」

お茶の振興に関する法律第3条第1項において、都道府県に対し、農林水産大臣が定める茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画を定める努力義務が規定されています。本県では、令和3年12月に「伊勢茶振興計画～愛ある伊勢茶元気プラン～」を策定しています。

○お茶の振興に関する法律（平成23年法律第21号）

（振興計画）

第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

ければならない。

(参照)

「伊勢茶の普及の促進」、「伊勢茶に親しむ機会の確保」

「伊勢茶の普及の促進」及び「伊勢茶に親しむ機会の確保」については、「1 目的」の【解説】 1 及び 2 を参照のこと。

6 基本的施策

(1) 伊勢茶の普及の促進

① 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進

- ・ 県は、飲食店営業者等による伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、多くの飲食店、旅館等において伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物を販売し、又は提供することが伊勢茶の普及の促進に資すると考えられることから、県が飲食店営業者等による伊勢茶等の販売等の促進のため、必要な支援を行うよう努めることを定めたものです。

具体的な支援措置としては、伊勢茶の普及に向けた取組に関する飲食店事業者等との意見交換会の実施、飲食店等での伊勢茶や伊勢茶を活用したメニューの提供の拡大に向けた支援等が想定されます。

(参照)

「飲食店営業者等」、「伊勢茶を活用した飲食物」

「飲食店営業者等」及び「伊勢茶を活用した飲食物」については、「4 役割等」の「(3) 飲食店営業者等の役割」の【解説】1及び2を参照のこと。

「販売又は提供」

「販売又は提供」については、「4 役割等」の「(3) 飲食店営業者等の役割」の【解説】3を参照のこと。

② 伊勢茶等による乾杯の取組の促進

- ・ 県は、市町、茶業者及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力を図りながら、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、伊勢茶や伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組により、飲食店等における伊勢茶の普及の促進に資することが期待されるため、県が伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進するよう努めることを定めたものです。

また、このような乾杯の取組の促進には、県だけでなく、市町や事業者との緊密な連携協力が必要であると考えられることから、市町、茶業者及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力を図りながら、推進することとしています。

【解説】

1 「伊勢茶を活用した飲料」

乾杯の取組を促進する規定であるため、他の規定と異なり、本条では伊勢茶を活用した食品は対象としていません。具体的には、伊勢茶と酒類、牛乳、炭酸水その他のお茶以外の飲料とを混合した飲料が対象となります。

(参照)

「茶業者」

「茶業者」については、「(2) 茶業者の役割」の【解説】1を参照のこと。

「飲食店営業者等」

「飲食店営業者等」については、「(3) 飲食店営業者等の役割」の【解説】1を参照のこと。

③ 伊勢茶の普及宣伝等の強化

- ・ 県は、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の普及の促進を図るため、県内外における伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物に関する情報の提供及び普及宣伝の取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者に対する支援を行うよう努めるものとする。
- ・ 県は、上記の取組を自ら行い、及び上記の支援を行うに当たっては、茶器その他県内の特産物と組み合わせた伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条の1つ目の項は、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の普及の促進を図るため、県内外において、県自らが伊勢茶等の情報発信及び普及宣伝の取組を行うとともに、伊勢茶等の情報発信及び普及宣伝の取組を行う者に対する支援を行うよう努めることを定めたものです。

具体的には、県による伊勢茶の特長、歴史、食文化等の情報発信や県内外での様々なイベントなどを通じたPR活動などが想定されます。また、県の取組だけでなく、茶業者や茶業団体が行う情報発信やPR活動も非常に重要であるため、これらの者との連携協力のもと、PR活動の場の提供等の支援を行うことも想定されます。

また、茶器その他県内の特産物と組み合わせた商品の販売やサービスの提供が伊勢茶の普及に一層の効果があると考えられることなどから、2つ目の項は、県が情報発信やPR活動を自ら行い、また同種の取組の支援を行う上で、特産物と組み合わせた伊勢茶等の販売又は提供について適切な配慮を行うよう努めることを定めたものです。

【解説】

1 「茶器その他県内の特産物と組み合わせた」

県内の特産物とのいわゆるコラボ商品やコラボサービスを指します。具体的には、伊賀焼、萬古焼等の県内で生産された茶器で伊勢茶を提供することや、県内で作られた和菓子等とのペアリング商品を販売することが想定されます。

(参照)

「伊勢茶を活用した飲食物」

「伊勢茶を活用した飲食物」については、「4 役割等」の「(3) 飲食店営業者等の役割」の【解説】2を参照のこと。

④ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進

- ・ 県は、新たな伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の開発、生産、加工、販売又は提供その他の伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- ・ 県は、上記の支援を行うに当たっては、伊勢茶の新たな生産の方式の導入、伊勢茶の生産者による伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供その他の伊勢茶の生産者が行う新たな需要の開拓に資する取組について適切な配慮をしなければならない。

【趣旨】

今後、伊勢茶の普及の促進を図るためには、消費のニーズを新たに開拓する取組が重要であると考えられます。このため、本条の1つ目の項は、伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組を促進するため、県が必要な支援を行うよう努めることを定めたものです。

また、生産振興の重要性から、本条の2つ目の項は、上記の支援を行うに当たっては、消費者のニーズに対応した伊勢茶の生産方式への転換、生産者による伊勢茶の直売、茶農家カフェでの伊勢茶の提供など、生産者が行う取組については、特に配慮しなければならないことを定めたものです。

【解説】

〔1つ目の項関係〕

1 「伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組」

伊勢茶等の開発から販売又は提供までの過程における取組が幅広く対象となります。新たな需要の開拓に資する取組の具体例としては、条文上に例示として挙げている「新たな伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の開発、生産、加工、販売又は提供」のほか、産地における伊勢茶ツーリズム等も含まれます。

〔2つ目の項関係〕

2 「伊勢茶の新たな生産の方式の導入、伊勢茶の生産者による伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供その他の伊勢茶の生産者が行う新たな需要の開拓に資する取組」

1で解説している「伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組」のうち、伊勢茶の生産者が行う取組に限定しています。この取組は、支援に当たって県が特に配慮しなければならないものになります。

条文上に例示されている「伊勢茶の新たな生産の方式の導入」とは、味、香り等の向上が期待される茶樹への改植、被覆栽培の導入等の新たな需要の開拓に資するよう生産の方式を新たに導入することを意味します。また、「伊勢茶の生産者による伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物の販売又は提供」とは、生産者による伊勢茶の直売、茶農家カフェでの伊勢茶の提供等の取組を想定しています。

(参照)

「伊勢茶を活用した飲食物」

「伊勢茶を活用した飲食物」については、「4 役割等」の「(3) 飲食店営業者等の役割」

の【解説】2を参照のこと。

⑤ 伊勢茶の輸出の促進

- ・ 県は、海外市場の開拓等が伊勢茶の需要の増進に資することに鑑み、輸出に向けた体制の整備その他伊勢茶の輸出を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

海外では抹茶をはじめとした緑茶の需要が高まっていることから、海外市場の開拓等により、伊勢茶の需要を増進することが期待されます。このことに鑑み、輸出に向けた体制の整備その他伊勢茶の輸出を促進するための措置を県が講ずるよう努めることを定めています。具体的には、条文に例示している輸出に向けた体制の整備のほか、海外輸出が可能な栽培方法の指導、海外での販路の開拓に対する支援などが想定されます。

(2) 伊勢茶に親しむ機会の確保

① 学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保

- ・ 県は、学校の設置者（県を除く。）等と連携し、学校において児童、生徒等に対して、伊勢茶に関する体験活動、学習の機会の提供その他伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 県は、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、伊勢茶に親しむ機会を確保するため、県が取り組むべき事項について規定しています。

1つ目の項では、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して、茶摘みやお茶の淹れ方教室などの体験活動、伊勢茶の歴史や特長、お茶の効能に関する学習の機会の提供などの伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動が行われるよう必要な措置を県が講ずるよう努めることを定めています。

2つ目の項では、家庭、地域等様々な場における伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動を促進するため、このような活動に対し、県が必要な支援を行うよう努めることを定めています。

【解説】

1 「学校の設置者（県を除く。）等」

「学校の設置者」とは、学校教育法第2条第1項に規定する者のことであり、国（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）、地方公共団体（公立大学法人を含む。）及び学校法人を指します。

なお、県が設置者となる県立学校においては、県自らが主体的にこの項に基づく措置を講ずるよう努めることが求められるため、連携の相手方となる学校の設置者から県を除外しています。

また、「学校の設置者等」には、上記の学校の設置者のほか、茶業者その他の住民、当該学校に在籍する生徒、児童等の保護者等が想定されます。

(参照)

「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」

「伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動」については、「4 役割等」の「(5) 県民の協力等」の【解説】2を参照のこと。

② 伊勢茶学に基づく食育の推進

- ・ 県は、伊勢茶が古くから生産されてきたことに鑑み、伊勢茶に関する郷土の歴史、食文化等についての啓発及び知識の普及その他の伊勢茶学（伊勢茶の伝統と文化に関する知見をいう。）に基づく食育の推進を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

三重県では古くからお茶が生産されてきており、大谷嘉兵衛などお茶に関する偉人を輩出するなど、伊勢茶に関する郷土の歴史、食文化等が地域に残されています。このような郷土の歴史、食文化等を将来に受け継ぐとともに、伊勢茶に対する愛着を高め、伊勢茶に親しむ機会の確保につなげるため、本条は、県が伊勢茶学に基づく食育の推進を図るよう努めることを定めています。具体的には、伊勢茶学を分かりやすく伝える教材、啓発用資料等を用いて、学校、家庭、地域等での伊勢茶に関する歴史、食文化等を学ぶ機会を提供すること等が想定されます。

【解説】

1 「伊勢茶学」

一般に用いられる用語ではありませんが、この条例において「伊勢茶学」とは、「伊勢茶の伝統と文化に関する知見」を指します。三重県には、伊勢茶に関する歴史、伝統及び文化が地域に根付いていますが、これらの知識又は見識を総合的にまとめたものとなります。

(3) 顕彰

- ・ 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する顕彰について定めたものです。具体的には、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者に対する表彰制度の創設や伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関するコンクールの開催などが想定されます。

【解説】

1 「伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者」

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者」としては、伊勢茶の普及に積極的に取り組んでいる茶業者、伊勢茶に親しむ機会の確保に積極的に取り組んでいる日本茶インストラクター等のほか、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関するコンクールの入賞者などが想定されます。

(4) 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）

- ・ 伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため、伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）を設ける。
- ・ 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）は、●月●日（or●月（●週））とする。
- ・ 県は、伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため、●月●日（or●月（●週））を伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）とすることを定めています。

また、県は、伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）において、伊勢茶について県民の関心と理解を深める趣旨の事業を実施するよう努めることとしています。具体的には、茶業者や飲食店営業者等との連携協力により、伊勢茶のPR活動や飲食店での伊勢茶の乾杯の促進などを行うことが想定されます。